

田子町特定健診等実施計画書

(第3期計画:平成30年度~35年度)

平成30年3月

田子町 健康増進課

目 次

第1章	計画の趣旨	1
1	趣旨	
2	計画の内容	
3	計画の性格と位置づけ	
第2章	第2期特定健診・特定保健指導の実施結果及び評価	2
1	特定健診・特定保健指導の実施結果	
2	特定健診・特定保健指導実施率向上に向けた取組	
3	評価	
第3章	特定健診等の基本目標	6
1	第3期計画の目標値設定の考え方	
2	目標達成に向けた取組	
第4章	個人情報保護	9
第5章	特定健診等実施計画の評価、見直し及び公表	9

第1章 計画の趣旨

1 趣旨

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務づけられました。

田子町国民健康保険（以下「田子町国保」という。）では平成20年3月に「田子町特定健診等実施計画書」を策定し、特定健診・特定保健指導を実施し生活習慣病予防、早期発見、早期治療に取り組んで参りました。

特定健康診査等実施計画については、5年を一期としていた第2期（平成25年度～29年度）の計画が終了することに伴い、3期計画より6年を一期として定め、第3期田子町特定健診等実施計画（平成30年度～35年度）として策定するものです。

2 計画の内容

田子町国保に加入する40歳から75歳未満の被保険者に対して実施する特定健診・特定保健指導の具体的な実施方法及び、成果に係る目標に関する基本的事項について定めます。

策定にあたっては、医療費の現状、田子町国保の特定健診・特定保健指導の現状をふまえて、特定健診・特定保健指導を効率的かつ効果的に実施するものとします。

3 計画の性格と位置づけ

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第18条）に基づき田子町国保が策定する法定計画であり、「第2期データヘルス計画」「健康たっこ21」など関係する計画との整合性を図りながら策定します。

第2章 第2期特定健診・特定保健指導の実施結果及び評価

1 特定健診・特定保健指導の実施結果

(1) 特定健診・特定保健指導の実施率

〈各年次目標〉

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健康診査受診率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	40.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%
内臓脂肪症候群等該当者及び予備群の減少率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

第2期特定健診・特定保健指導の実施率年次目標は、上記のとおりです。

特定健診の実施率は、平成25年度55.6%から増加し途中増減がありながらも、平成29年度は目標の60%を達成できました。

特定保健指導実施率は、特定健診受診率の影響を受けるため増減しながらですが、目標の60%を達成できました。内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少率は、目標値と実績が合っていない状況で設定の見直しが必要です。

〈実績値〉

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
特定健診	健康診査計	対象者数	1,589人	1,509人	1,440人	1,358人	1,318人
		実施者	883人	869人	870人	783人	863人
		実施率	55.6%	57.6%	60.4%	57.7%	65.5%
特定保健指導	動機付け支援 ^{※2}	対象者数	85人	73人	74人	64人	—
		実施者	63人	50人	63人	50人	—
		実施率	74.1%	68.5%	85.1%	78.1%	—
	積極的支援 ^{※3}	対象者数	39人	43人	43人	31人	—
		実施者	31人	27人	34人	18人	—
		実施率	79.5%	62.8%	79.1%	58.1%	—
	保健指導計 ^{※1}	対象者数	124人	116人	117人	95人	—
		実施者	94人	77人	96人	68人	—
		実施率	75.8%	66.4%	82.1%	71.6%	—
内臓脂肪症候群等該当者及び予備群の減少率		49.4%	56.2%	36.0%	45.6%	—	

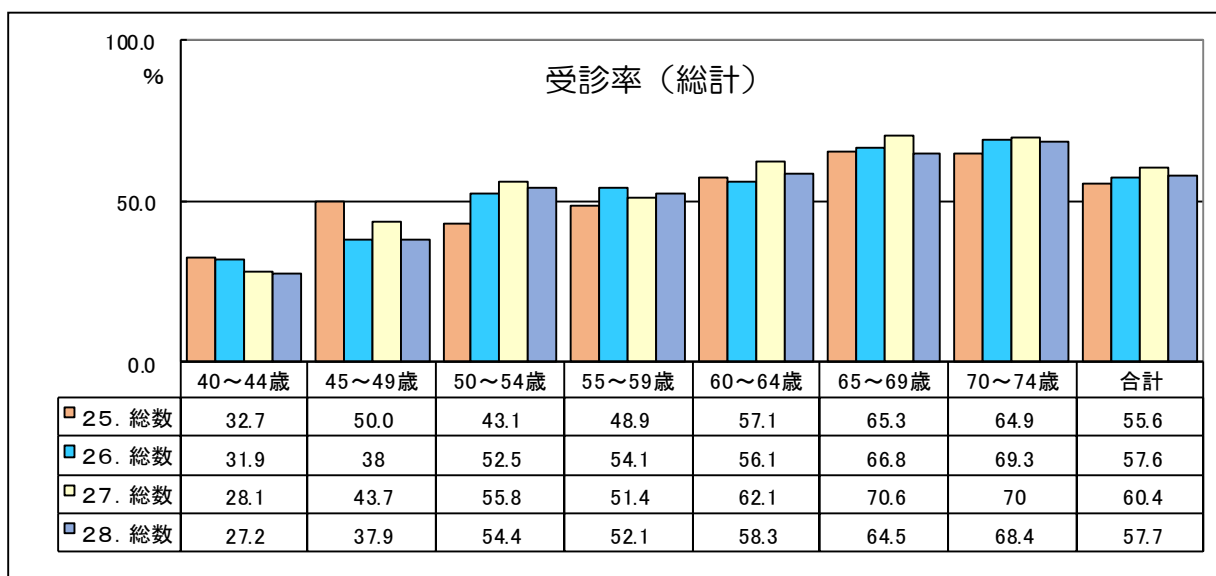
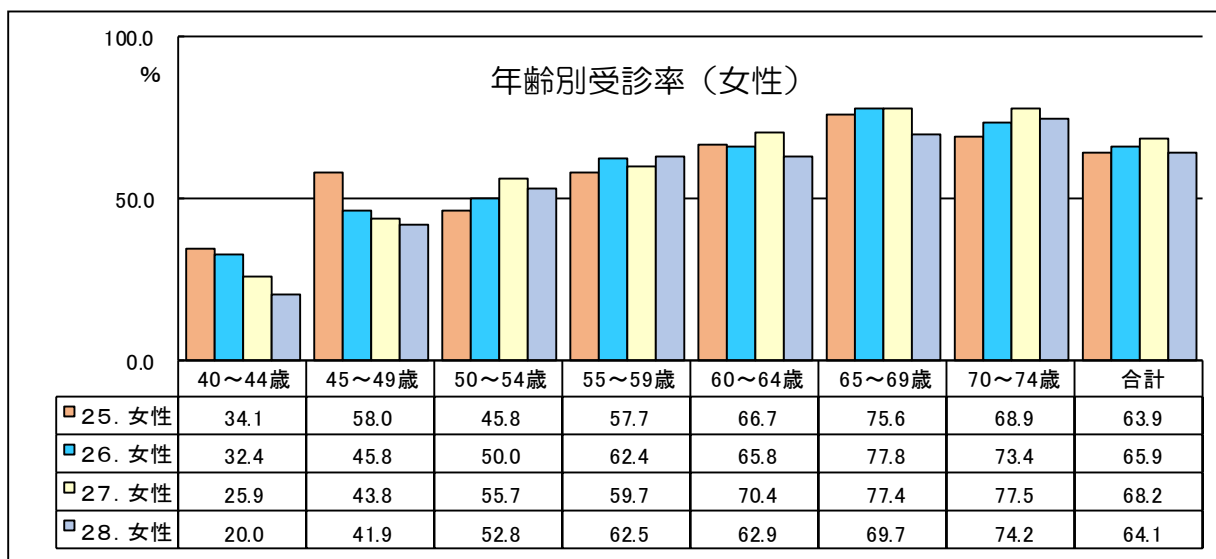
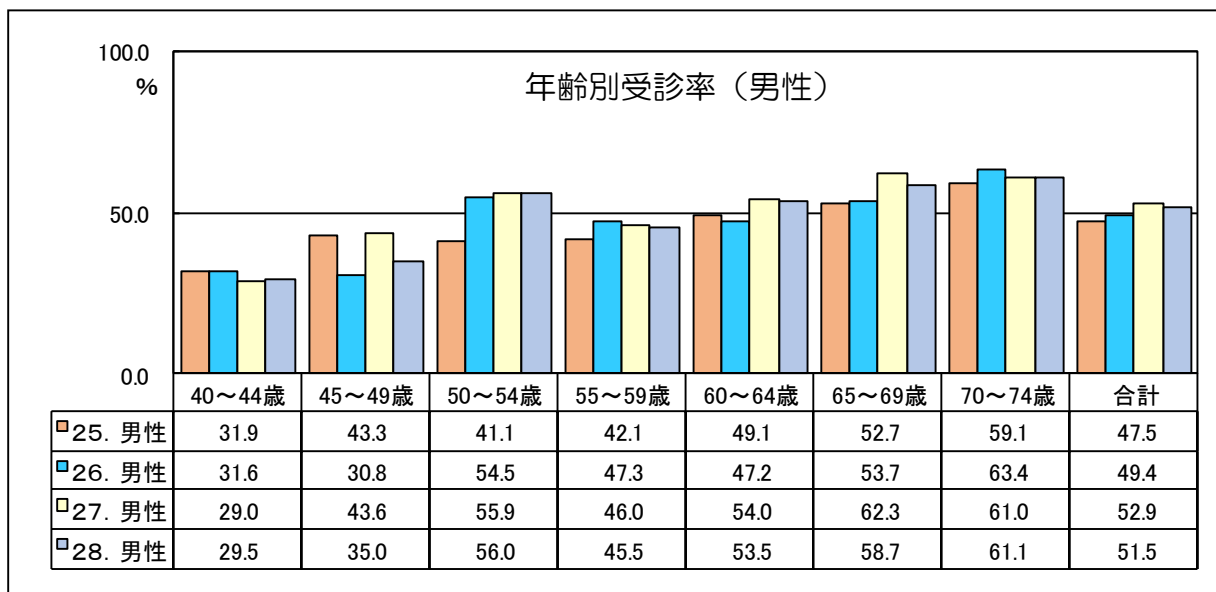
(平成29年度は健康増進課推計値)

※1 特定保健指導 : 特定健康診査の結果、内臓脂肪の蓄積とリスク要因(血糖・脂質・血圧)がある者

※2 動機付け支援 : 内臓脂肪の蓄積とリスク要因が1つ該当する者

※3 積極的支援 : 内臓脂肪の蓄積とリスク要因が2つ以上該当する者

(2) 男女別・年齢別の特定健診実施率



特定健診実施率の男女別状況では、どの年代も男性が低く、年齢別受診状況は40

- ・50代が低くなっております。

(3) 男女別の特定保健指導実施率

平成28年度		男	女	計	
特定保健指導	動機付け支援	対象者数	36人	28人	64人
		実施者	28人	22人	50人
		実施率	77.8%	78.6%	78.1%
	積極的支援	対象者数	27人	4人	31人
		実施者	15人	3人	18人
		実施率	55.6%	75.0%	58.1%
	保健指導計	対象者数	63人	32人	95人
		実施者	43人	25人	68人
		実施率	68.3%	78.1%	71.6%

特定保健指導実施率を男女別で見ると、動機付け支援は男女とも実施率が同じ割合ですが、積極的支援は男性の実施率が低くなっております。

2 特定健診・特定保健指導実施率向上に向けた取組

第2期計画では、保健推進員や自治会長等の協力を得ながら、特定健診・特定保健指導の重要性の周知・啓発を行いました。

	内 容
健診確認	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診確認書」において、健診対象者（国保の40歳～74歳）に○印を付けておくことにより受診の動機付けとする。 ・商工会で実施する定期健診を国保の方が受診した場合、結果の情報提供を受けることができるよう三者（商工会、健診センター、町）で覚え書を交わし、本人の同意を得る。 ・国保でも職場等で健診を受ける人には、健診結果をせせらぎの郷に持参するよう保健推進員の声がけと町の未受診者勧奨手紙で呼びかけをする。 ・健診対象者にはかかりつけ医から、受診勧奨をしてもらう。
受診票配布	<ul style="list-style-type: none"> ・健診対象者一人ひとりに受診票をセットし、非常に目立つ封筒に入れて、保健推進員が配布する。

受けやすい体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の受診が難しい人のために、日曜日健診を実施する。 ・ 待ち時間を少なくするために、健診スタッフを十分に配置する。 ・ 当日、保健推進員を配置し、案内しながら受診のサポートを行う。
未受診者への受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診指定日に受診しなかった対象者へ受診勧奨通知を出す。 (1～2回) 保健推進員が健診期間中に手渡ししながら声がけする。 ・ 受診者が少ない年度は、冬期間の追加健診の実施(1日) ・ 29年度は個別健診の実施(1医療機関)
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健推進員が健診受診の必要性を理解し、地域で積極的に受診勧奨できるよう研修会を繰り返し実施する。 ・ 自治会総会等において、地区ごとの受診率を提示し、地域ぐるみで受診率アップの取り組みができるよう働きかける。 ・ 若年健診の親子面談等において、家族全員が健診を受けることの大切さについて周知する。 ・ 町内放送や広報車で健診のPRをする。 ・ ケーブルテレビで健診のPRをする。

3 評価

第2期計画では、国の基本指針が示す参酌基準に則して、計画最終年度である平成29年度特定健診実施率65%（健康増進課推計値）、平成28年度特定保健指導実施率70%と目標達成に至りました。

しかし、平成20年度から27年まで県内1位の受診率で経過してきましたが、平成28年度は初めて県内2位の受診率となり、健診の実施について改めて行政および保健推進員と一緒に見直しを行ったところ、平成29年度は8ポイントの受診率アップとなりました。この結果は士気の高揚につながり、保健推進員協議会や自治会組織との連携強化につながったと思われます。

今後は、単年度の受診率のみではなく毎年健診を受けることを推奨しながら、関係機関と連携を取り、受診率アップとともに健康寿命の延伸と早世の防止につなげていくことが求められております。

第3章 特定健診等の基本目標

1 第3期計画の目標値設定の考え方

国の示した市町村国保全体の目標値は、特定健診・特定保健指導ともに第3期計画では60%以上となっております。田子町国保の実績や実施率向上に向けた取組の状況もふまえ、実施率の目標値を以下のように設定しました。

〈各年次目標〉

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査実施率	65%	65%	66%	66%	67%	67%
特定保健指導実施率	70%	71%	72%	73%	74%	75%
内臓脂肪症候群等該当者及び予備群の減少率	40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	40%以上

とくに特定健診実施率の年齢別状況から、40・50代の実施率目標を設定し、重点的に取り組んでいきます。

特定健康診査受診率

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
40歳代	35%	36%	37%	38%	40%	41%
50歳代	55%	56%	57%	58%	59%	60%

2 目標達成に向けた取組

第3期計画期間中においては、第2期での取組をふまえ、特定健診・特定保健指導の重要性の周知・啓発を行っていくとともに、毎年継続する受診者を増やすように積極的に取り組んでいきます。

(網掛け部分が前計画からの新規・強化して取り組む事項)

1 特定健康診査の取組

健診の意識付け

- ・「特定健診確認書」において、健診対象者（国保の40歳～74歳）に○印をつけておくことにより受診の動機付けとする。
- ・商工会で実施する定期健診を国保の方が受診した場合、結果の情報提供を受けることができるよう三者（商工会・健診センター・町）で覚え書を交わし、本人の同意を得る。
- ・国保でも職場等で健診を受ける人には、健診結果をせせらぎの郷に持参するよう保健推進員が声かけと行政からの通知で呼びかけをする。
- ・健診対象者でかかりつけ医がいる場合は、主治医からの受診勧奨を依頼する。
- ・健診申し込み者一人ひとりに受診票をセットし、非常に目立つ封筒に入れて、保健推進員が配布する。紛失しないようにする。
- ・封筒の表面に受診日と時間を記入し、受診日を忘れないようにする。
- ・保健推進員の勉強会を重ね、受診勧奨の仕方について声のかけ方や受診の促し方を学び受診行動に結びつける。

受診環境の整備

- ・平日の受診が難しい人のために、日曜日健診を実施する。（1日）
- ・寒くなる前にシルバー健診日を設け、後期高齢者の受診に配慮する。
- ・待ち時間を少なくするために、健診スタッフを十分に配置する。
- ・健診をスムーズに受診できるように、保健推進員が健診会場で誘導係をする。
- ・集団検診終了後に個別検診を実施する。

未受診者対策

- ・健診指定日に受診しなかった対象者へ、保健推進員が直接案内文書を手渡し受診勧奨する。
- ・3年間受診歴がない人へ、個別通知を行う。
- ・継続受診を呼びかけする。

広報・啓発

- ・わかりやすい案内を出す。
- ・初めて特定健診の対象となる国保40歳到達者へ個別に受診勧奨通知を行う。
- ・自治会総会等において、地区ごとの受診率を示し、地域ぐるみで取り組めるよう

働きかける。

・若年健診の親子面談等において、家族全員が健診を受けることの大切さについて周知する。

・告知放送や広報車で健診のPRをする。

・ケーブルテレビで健診のPR・受診を呼びかける。

・のぼり旗を設置し、健診期間中を目に見える形でPRし気運を盛り上げる。

インセンティブ

・健康ポイント取得事業に位置づけ、健康行動を取ったときに大幅なポイント取得ができるようにする。ポイントが加点されることで受診動機や意欲を高める1つとする。

・健康行動を取ることによって、メリットのある事業に位置づける。

その他

・早期に健康診査を利用し年齢区分で対象となるバリアをなくするため、40歳未満者の健康診査を実施する。

・退職者のスムーズな受け入れと、町特定健診初心者の無料化を実施する。

・特定健診とがん検診を同日に実施する。

2 特定保健指導

保健指導利用の整備

- ・結果説明時に初回面接を実施し、効率かつ効果的な方法で指導を進める。
- ・農繁期に重ならないように、指導利用者*との連絡のとり方を工夫する。
- ・血液検査等の実施により、効果を確認しながらモチベーションを高める。

継続保健指導利用者の取組

- ・経年変化がわかるシート等で経過管理を行う。（悪化予防）
- ・指導者（スタッフ）の質の向上（マンネリ化防止）
- ・保健指導を継続しても悪化傾向がある場合は、受診勧奨する。

特定保健指導未利用者への取組

- ・特定保健指導対象期間中に、血液検査等だけでも利用してみることを進める。
- ・既存の健康教室等へ案内し勧奨する。（ポピュレーションアプローチから）

※利用者：特定保健指導対象者で、支援を受けることに同意した者

第4章 個人情報の保護

1 個人情報の保護について

特定健康診査等の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び田子町個人情報の保護条例に定める職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底し、個人情報の漏洩防止に細心の注意を払います。

ただし、特定健診等に従事する職員及び特定健診等の委託先（データの管理を含む）については、業務を遂行するための個人情報について知り得ることとし、その情報を他に漏洩することがないよう守秘義務を課すこととします。

第5章 特定健康診査等実施計画の評価、見直し及び公表

1 特定健康診査等実施計画の公表

国民健康保険被保険者に係る特定健康診査等実施計画を定めたとき、又はこれを変更したときは、速やかに町のケーブルテレビ、広報及びホームページで公表します。

2 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等実施計画に基づく実施状況については、毎年「田子町健康づくり推進協議会」で評価検討の上、必要があれば見直しを行うこととし、検討結果については、国民健康保険運営協議会に報告します。